

**レンタル業界における
新型コロナウイルス感染症
感染拡大予防ガイドライン**

令和2年5月14日

(令和2年5月22日改訂)

日本コンパクトディスク・ビデオレンタル商業組合

レンタル業界における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン

レンタル業界では、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年5月4日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）における別添『『新しい生活様式』の実践例』を踏まえつつ、「小売業の店舗における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン」を参考に、新型コロナウイルス感染症感染拡大の予防に向け、本ガイドラインを定めることとする。

1. 店舗における感染予防対策

店舗には不特定多数の顧客が訪れることから、店舗の規模・立地条件や地域における感染拡大の状況などの実情に応じた効果的な対策を実施することにより、「三つの密」を避け、店舗における顧客及び従業員への感染拡大のリスクを下げる事が重要となる。

このため、各事業者においては、店舗の実情に応じ、以下に挙げる取組例を参考に対策を講じることにより、店舗における感染予防策の充実を図り、顧客や従業員の安全・安心を確保した上で事業を継続していくことが求められる。

(1) 換気の徹底

- ・ 店内が換気の悪い密閉空間となることを避けるため、以下のような取組を行う。
 - ✓ 換気設備を適切に運転・管理し、室内の換気に努める。
 - ✓ 窓やドアを定期的に開放する。

(2) 身体的距離の確保

- ・ 店内外において対人距離を確保するため、店舗の規模等に応じて、以下のような取組を行う。

（国立感染症研究所「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領（令和2年4月20日版）」において、「濃厚接触者」は「手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）」とされたこと、専門家会議提言の「新しい生活様式」において、対人距離の確保については「できるだけ2m（最低1m）空ける」とされたことも踏まえつつ、店舗の業態、規模・立地条件などの実情に応じ、実効的な対応を推進する。）

- ✓ 店内での滞在に際し、顧客に対し掲示・アナウンスの実施などにより可能な範囲で対人距離の確保を促す。
- ✓ また、レジ前等で顧客が列に並ぶ際には、床に目印を付すことや掲示・アナウンスの実施などにより対人距離の確保を促す。

(3) 清掃・消毒

- ・ 通常の清掃に加え、店内の消毒等に関し、以下のような取組を行う。

- ✓ 従業員及び顧客のための手指の消毒設備を入口及び施設内に必要に応じ設置する。
- ✓ トイレについて、トイレの蓋がある場合には蓋を閉めて汚物を流すよう表示し、不特定多数が接触する場所は消毒を行うとともに、ハンドドライヤーのほか共通のタオルの使用は行わない。
- ✓ ゴミの廃棄については、鼻水・唾液などが付いたゴミが入っていることを想定しビニール袋等に入れて密閉して縛るほか、ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用し、マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う。
- ✓ レンタル用商品やカゴ、扉の取っ手など、顧客や従業員が手を触れることが多い箇所・機材等は定期的に消毒を実施する。

(4) 接触感染・飛沫感染の防止

- ・ 従業員と顧客の接触機会を減らし、飛沫感染を防止するため、以下のような取組を行う。
 - ✓ 透明間仕切り等の設置などによるレジ前での飛沫感染防止の取組を行う。
 - ✓ レジにおいてコイントレーでの現金受渡を励行する。
 - ✓ キャッシュレスなど対人接触を避けた決済の利用を促進する。
 - ✓ 従業員によるマスク等の着用や、こまめな手洗いを励行する。
 - ✓ 従業員が対面による商品案内やサービスを行う際には、感染予防の観点から、マスク等の着用等による必要な感染予防の措置を行う。

(5) 商品陳列等

- ・ 商品の陳列等の工夫により、局所的な混雑緩和や接触機会を削減するための取組を行う。

(6) 店舗内混雑の緩和

- ・ 店舗の規模や立地条件などの実情に応じ、店内の人の密集を避けるための工夫として、以下のような取組を行う。
 - ✓ 1グループ1人又は少人数での入店の呼び掛け
 - ✓ 滞留時間短縮の呼びかけ
 - ✓ 混雑時間帯に関する情報提供によるオフピークタイムでの来店呼び掛け
 - ✓ 混雑時の入店の制限

(7) 店舗内施設の利用等

- ・ 店舗内施設の利用等について、十分な換気に努め、商品配置や間隔の確保に留意する等して、「三つの密」を避けるための取組を行う。

(8) 店舗入店時の顧客に対する依頼

- ・ 顧客の店舗への入店に際しては、感染拡大のリスクをできる限り下げる観点から、掲示・アナウンスの実施などにより、顧客に対し以下のような事項を依頼する。
 - ✓ 顧客の入店時のマスクの着用、手洗いや手指の消毒などの実施

- ✓ 発熱その他の感冒様症状を呈している者、新型コロナウイルス感染症の陽性が判明した者との濃厚接触がある者、同居家族や身近な知人の感染が疑われる者、過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航並びに当該国・地域の在住者との濃厚接触がある者（以下、「有症状者等」という。）の入場の自粛

（9）利用者との連絡体制

- ・新型コロナウイルス感染症の発生等に備えて、利用者への連絡が可能な体制を維持する。

2. 従業員の感染予防・健康管理

店舗の事業継続を確保するとともに、店舗における感染拡大予防を確かなものとするためには、従業員の感染予防と健康管理の実施がそのための基礎となることから、各事業者においては、以下に挙げる取組例を参考に対策を講じることにより、従業員の健康と安全・安心の確保に努めることが求められる。

（1）新型コロナウイルス感染予防に関する基本的知識等の周知徹底

- ・従業員に対し、新型コロナウイルス感染予防に関する基本的な知識を周知し、感染防止策を徹底させるため必要な指導・教育を行う。

（2）従業員への飛沫感染と接触感染の防止

- ・従業員によるマスク等の着用や、こまめな手洗いを励行することにより、飛沫感染と接触感染の防止を図る。

（3）対人距離の確保

- ・従業員が業務において他の従業員や顧客との対人距離を確保できるよう、業務の方法や導線について点検するとともに、従業員自らが対人距離の確保に努めるよう指導する。

（専門家会議提言の「新しい生活様式」において、対人距離の確保については「できるだけ2m（最低1m）空ける」とされたことも踏まえるものとする。）

（4）バックヤード・事務所等での対策

- ・従業員用の休憩所や事務所等のバックヤードにおいても、換気の徹底をはじめとする「三つの密」を避けるための対策を適切に講じるとともに、共有電話など複数の者が触れる箇所・機材等の消毒を定期的に行うなど、感染予防の取組を適切に実施する。

（5）その他、感染予防・健康管理に関する指導等

- ・職場において、顧客対応に伴う精神負荷も含め、従業員の日々の健康状態の把握に配慮するとともに、体調が優れない場合には休みやすい環境作りに努める。また、従業員に対し、以下のような指導を行う。
 - ✓ 咳エチケットの徹底
 - ✓ 従業員による体温の測定と記録の実施

- ✓ 発熱などの症状がある場合に所属長への連絡と自宅待機の徹底
- ✓ 新型コロナウイルス感染症の陽性が判明した者との濃厚接触がある場合、同居家族や身近な知人の感染が疑われる場合、過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航並びに当該国・地域の在住者との濃厚接触がある場合の所属長への連絡の徹底
- ✓ 出勤時、トイレ使用后、売場等への入場時における手洗いや手指の消毒
- ✓ 通勤時には、時差通勤など出来るだけ混雑を避ける方法の選択
- ✓ 勤務に際し、適切な休息の確保や水分補給など健康維持に必要な対応を行うこと
- ✓ 従業員1人1人が十分な栄養摂取と睡眠の確保を心がけるなど健康管理を行うこと

3. 買物エチケットに係る顧客への協力依頼・情報発信

買物の場における安全・安心を確保するためには、店舗及び従業員による適切な対応だけでなく、顧客の理解と協力が不可欠となるため、顧客の買物エチケットに係る行動に関する以下の事項について、一般消費者に対する協力依頼とわかりやすい情報発信に取り組むことが必要となる。

(1) 対人距離の確保及び混雑緩和に係る理解促進

- ・ 店舗内外においては他の顧客及び従業員との一定の対人距離を確保すること
- ・ 精算を待つ際は間隔を空けて並ぶこと（複数人グループでの購入の場合にはできるだけ1人で精算すること）
- ・ 予めレンタル作品を決めた上で来店する等、店内滞在時間短縮化を心がけること
- ・ 混雑時間帯を避けての来店に努めること
- ・ 1グループ1人又は少人数での入店すること

（専門家会議提言の「新しい生活様式」において、対人距離の確保については「できるだけ2m（最低1m）空ける」とされたことも踏まえつつ、顧客の理解と協力を得ることに努める。）

(2) 感染防止対策への理解促進

- ・ 入店時にはマスクを着用すること
- ・ 消毒液が備え付けられている際には手指を消毒すること
- ・ 咳エチケットを徹底すること
- ・ 有症状者等は入店を自粛すること
- ・ 電子決済や自動精算機の利用により可能な限り従業員との接触を避けること
- ・ 現金を数える際に指をなめるなどの感染懸念行為を行わないこと

(3) サービスの内容変化に対する理解促進

- ・ 店舗においては、感染予防（従業員の対人距離確保、飛沫対策等）の観点から、接客対応やサービス水準が従来と異なるものとなり得ること

なお、本ガイドラインの内容は、今後の感染拡大の動向、ウイルスに関する知見等に関する専門家の助言等を踏まえ、随時見直すこととする。

以 上